

第27号議案

「第9回 文京12時間リレー・3時間マラソン」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年7月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

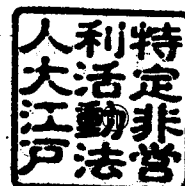
2017年5月15日

文京区教育委員会 殿

申請者 (主催者)
橋本 直和
所在地 文京区小石川5-34-6-1103

団体名 NPO法人大江戸

代表者名橋本 直和
代表者連絡先 03-3818-2345



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第9回 文京12時間リレー・3時間マラソン	
実施期間	平成29年 10月 28日 から 平成29年 10月 29日 まで (2日間)	
実施場所	窪町小学校&教育の森公園	
事業内容	目的	子ども達の体力増進と親子や地域交流
	内容	3時間マラソン・12時間リレーマラソン
	対象者	健康管理の出来る方・18歳未満は保護者の承諾をえる
	参加費	3時間マラソン3000円・12時間リレーマラソン2000円
他団体の共催、後援等	文京区	
備考		

事業予算書

事業名第9回文京12時間リレー・3時間マラソン

団体名NPO法人大江戸

単位：円		支 出	単位：円
12時間リレー参加費	2100 千円	チラシ・ポスター等	750 千円
3時間マラソン参加費	200 千円	インターネット	200 千円
広告費	750 千円	計測	800 千円
		施設使用料 他	150 千円
		雑費	200 千円
		食費 (ボランティアほか)	550 千円
		スタッフジャンパー	250 千円
		保険 (参加者)	130 千円
		保険 (スタッフ)	20 千円
計	3050 千円	計	3050 全円

年 月 日

(備 考)

事業計画書

1. 日時 2017年10月28日～29日
2. 実施場所 窪町小学校&教育の森とその周辺
3. 運営内容
 - ① 種目
 - ・個人種目：3時間マラソン 100名
 - ・団体種目：12時間リレー 100チーム（2人以上10人以下）
 - ② 運営方法
NPO法人大江戸とボランティアの方々に連動して運営
4. 参加費

3時間マラソン（個人）	2000円	合計	200,000円
12時間リレー（団体）	3000円×人数	合計	2,100,000円
5. 参加申し込み方法
スポーツエントリーを経由して、ネットでの申し込み
※先着順（定員になりしだい終了）
6. 告知方法
 - ・チラシ・ポスター
 - ・ホームページ（NPO法人大江戸・スポーツエントリー）
7. 収支予算書 別紙
8. その他
 - (ア) チャリティ大会とする
1周につき10円を「三陸わかめサポーター」に寄付（昨年は約12万円を寄付）
 - (イ) エコ大会とする
エイドステーションでの紙コップ使用を中止（昨年は紙コップを6000個使用）
参加者がマイコップを持参
 - (ウ) 地域と連動した大会とする
 - ① 窪町小学校を会場とする
 - ② 窪町小学校のバンド等にも出演頂く
 - ③ 浴場組合と連携し割引券を配布する

以上

特定非営利活動法人大江戸定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大江戸という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区小石川5丁目34番6-1103号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもから大人まですべての人々に対して、交流や対話をする機会を設けカラダを動かすことにより健康維持の普及、大学・企業・地域との産学連携のシステムの構築、まちおこしに関する調査研究、イベントの開催などの事業を行い、スポーツの振興と健康推進、地域活性化に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) マラソン大会などスポーツに関するイベントの開催事業
- (2) 子どもの健康育成に関するイベントや講習会の開催事業
- (3) 大学・企業・地域との産学連携のイベントや講習会の開催事業
- (4) まちおこしに関する調査研究事業、イベントや講習会の開催事業
- (5) その他目的を達するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そうの宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 5人以内
- (2) 幹事 1人以上 2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行なわなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告書及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)。

第 47 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に挙げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて、招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に挙げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があった時はその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収支費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をえなければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長 佐々木 惟雄
副理事長 橋本 直和
理事 本多 浄道
理事 雨宮 源一
監事 渡辺 久雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 (個人 団体) 1000円

賛助会員 (個人 団体)	1000円
(2) 年会費 正会員 (個人 団体)	1000円
賛助会員 (個人 団体)	1000円 (一口以上)

NPO法人 大江戸役員名簿

1. 代表

橋本直和

東京都文京区小石川5丁目34番6-1103号

2. 理事

海老澤敬子

東京都文京区春日1丁目9番27-302号

3. 理事

雨倉源一

東京都文京区小石川4丁目17番7号

4. 理事

国崎一平

東京都品川区西大井6丁目17番5号-202号

5. 監事

鈴木康支

東京都新宿区高田馬場3丁目-28番2号 紺清ビル302号

過去の事業実績

(文の京12時間リレー・3時間マラソン)

1. 参加者

第1回	2009年10月 3日～ 4日	163人参加
第2回	2010年 9月25日～26日	700人参加
第3回	2011年10月16日～17日	1000人参加
第4回	2012年10月20日～21日	1000人参加
第5回	2013年10月19日～20日	1000人参加
第6回	2014年10月11日～12日	1000人参加
第7回	2015年10月24日～25日	1000人参加
第8回	2016年10月22日～23日	700人参加

2. 実施場所 (全体会同様)

文京スポーツセンター&教育の森とその周辺

3. 運営内容 (全体会同様)

種目・個人種目：3時間マラソン

・団体種目：12時間リレー (2人以上10人以下)

運営方法：NPO法人小石川とボランティアの方々に連動して運営

4. その他

① 参加者が年々増加 (上記の通り)

② 協賛社が年々増加

③ 応援者 (見学者) が年々増加 ※地域に浸透してきている

(かけっこ倶楽部)

1. 定番。かけっこ倶楽部

・毎月1回開催、小学生対象の走り方教室開催

(2010年11月から開催)

・場所 文京区立音羽中学校

・人数 100名/回

・初回に計測を行い、ベル別にクラス分けし指導

・中央大学・東洋大学他と連動し大学生ボランティア活用

(体育塾)

1. 体育塾

・週1回開催、小学生対象にマット運動、跳び箱、縄跳びなどに指導を実施

・窪町小学校で開催

・人数 40名

・スポーツ広場運営の西園先生が指導

2. 鉄棒が苦手な子のための体育塾

・27年度は8回開催

・運動が苦手なこのため少人数指導での縄跳びを指導

・東洋大学や駒本小学校で開催

・人数 7名/回